平成２１年（再ロ）第２号

岐阜県多治見市笠原町948番地　草口住宅63号

再生債務者　山岡　奏恵

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年11月19日まで

平成21年10月29日

岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（再ロ）第６６号

大阪市平野区長吉川辺３丁目21番１―312号

再生債務者　柳澤　靖史

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年11月25日まで

平成21年10月28日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第２号

広島県尾道市木ノ庄町市原735番地

再生債務者　平野　忠男

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年11月26日まで

平成21年10月29日　広島地方裁判所尾道支部

平成２１年（再ロ）第１００８８号

埼玉県児玉郡上里町大字七本木2164―12

再生債務者　関根　正樹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年11月12日まで

平成21年10月29日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第２号

新潟県新発田市真野原外244番地１

再生債務者　内山　利之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年10月29日

新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（再ロ）第１１号

千葉県松戸市和名ケ谷851番地の19

再生債務者　海老澤　誠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年10月28日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（再ロ）第３１号

大阪府東大阪市箕輪３丁目１番３号

再生債務者　上甲　邦彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年10月28日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１号

山口県下関市安岡本町１丁目５番19号

再生債務者　木山　敏宏

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年10月28日

山口地方裁判所下関支部再生係

平成２１年（再ロ）第１４号

仙台市泉区館３丁目47番地の１

再生債務者　原田　　健

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年10月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年10月28日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第３号

宮城県大崎市田尻沼部字寺川戸23番地

再生債務者　岩渕　嘗一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年10月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年10月29日

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第３号

秋田県鹿角市十和田大湯字上の湯２丁目37番地　パルハイツ十和田105号室

再生債務者　佐藤　善輝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年10月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年10月29日　秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（再ロ）第３号

宮城県白石市郡山字平成138番地２

再生債務者　江口みゆき

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年10月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年10月29日

仙台地方裁判所大河原支部

会社その他

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十一年十月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月十二日

掲載頁　九十一頁（号外第一二三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月十二日

掲載頁　九十頁（号外第一二三号）

平成二十一年十一月九日

札幌市白石区流通センター七丁目二番八号

（甲）株式会社北燦食品

代表取締役　矢野　修二

北海道函館市中道二丁目一七番一六号

（乙）株式会社ハセガワデリカ

代表取締役　三橋　信雄

合併公告

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十二年一月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十一年十一月六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年四月十六日

掲載頁　八十三頁（号外第八十二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年四月二十日

掲載頁　四十五頁（号外第八十四号）

平成二十一年十一月九日

東京都千代田区有楽町一丁目一〇番一号

（甲）株式会社東京ハイウエイ

代表取締役　小林　憲治

東京都千代田区有楽町一丁目一〇番一号

（乙）株式会社トーハイサービス

代表取締役　鈴木　誠之

合併公告

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両社効力発生日は平成二十二年十二月十日であり、二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.kessansho.net

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十一年十一月九日

東京都新宿区左門町二三番地

（甲）株式会社シーケーシステムズ

代表取締役　太田　孝昭

埼玉県東松山市新宿町二二五番地

（乙）有限会社星アカウンティングオフィス

代表取締役　星　　叡